

郊外の緑を残す / 横浜の原風景を守る取組

30年代以降の宅地開発で、その緑は急速に失われていきました。

こうした急激な緑の減少を食い止めるためには、従来の公園整備とは 異なるアプローチが必要でした。そこで、市は昭和40年代、国の制度を 活用するとともに市独自の緑地保全制度を創設し、郊外の緑の保全に着 手しました。昭和44(1969)年に市南部の円海山周辺の緑地約100ha を法に基づく「円海山近郊緑地特別保全地区」として保全します。

また、昭和46(1971)年には「緑地保存特別対策要綱」を制定し、緑地 所有者と市の契約により一定期間緑地を保存する「緑地保存地区」と 「市民の森」といった市独自の制度を創設します。所有者が土地を所有 したまま保全を図るというこれらの制度は、適用条件の厳しい法制度よ

横浜市は昭和14(1939)年まで6回にわたり市域を拡張する中で、 り柔軟に運用でき、その後の市の緑地保全制度の基盤となっています。 里山景観が残る農村地帯を市域に取り込んできました。しかし、昭和 この取組は、山林所有者の大半が農家であったことを考えると、早くから 農地と緑地を一体的に捉えてきた、緑政局ならではの成果といえます。

> また、昭和56(1981)年に策定された「緑の保全と創造に関するマ スタープラン」では重点的に保全すべきエリアとして「緑の七大拠点」 という考え方が示されました。「緑の七大拠点」はその後、「緑の10大 拠点」となり、現在も市の施策において重要な位置を占めています。

> 一方、農業や公園においても失われつつある郊外部の風景を残す取 組が模索されました。昭和62(1987)年に開村した寺家ふるさと村や 平成4(1992)年に開園した舞岡公園は、かつての横浜の原風景を保 全・復元し、地域や市民が主体となって保全と活用に取り組むなど、新 たな手法を確立しました。

Column 07



沂 な 生 多 を 守

近郊緑地特別保全地区

市南部の栄区と磯子区、金沢区にまたが る円海山周辺の緑地は、昭和14(1939)年 の東京緑地計画で鎌倉景園地の一部に位 置付けられるなど重要な緑地でした。その ため、そのうち約100haを昭和41(1966) 年に施行された首都圏近郊緑地保全法に 基づく、円海山近郊緑地特別保全地区とし て昭和44(1969)年に都市計画決定し、永 続的に保全しました。その後、同地区を瀬 上・氷取沢の市民の森にも指定し、市民の 憩いの場となっています。

以降、長らく近郊緑地特別保全地区の指 定はありませんでしたが、平成22(2010) 年に大丸山、平成24(2012)年に公田の2 地区をそれぞれ近郊緑地特別保全地区とし て都市計画決定しました。



水と緑の基本計画と10大拠点

緑のマスタープランは平成9(1997)年の 「緑の基本計画」を経て平成18(2006)年に 「水と緑の基本計画」となり、公園や緑地・農 地に加えて河川や下水といった水環境に関 する計画も合わさりました。その他、流域単位 で目標像を定めるなど、より総合的に都市の 環境を捉えた施策展開が可能になりました。

また、水と緑の基本計画の実行計画であ る「横浜みどりアップ計画(計画期間: 26-30 年度)(P27)」から、従来の「緑の七大拠点」 に河川沿いの樹林地・農地が残る3地点が 加えられ、「緑の10大拠点」となりました。

基本計画は平成28(2016)年に改定さ れました。



寺家ふるさと村(青葉区)

市民の森と緑地保存地区

近郊緑地特別保全地区は担保性の高い 制度でしたが、適用条件が厳しく利用が限 定的であることから、土地所有者の事情や 意向に柔軟に対応できる制度が求められて いました。そこで昭和46(1971)年に、市独 自の制度として「横浜市緑化対策事業基本 要綱(その後の緑地保存特別対策要綱)」に よる「市民の森」と「緑地保存地区」を創設し ます。どちらも10年単位で土地所有者と保 全契約を結び、固定資産税の減免等をする 制度です。特に市民の森は大規模な緑地を 対象にし、市民の憩いの場として散策路等 を整備することで、保全された緑を多くの人 が親しむことができます。両制度とも、制定 から40年経った現在も市の緑地保全制度と して運用されています。



市民の森第1号の飯島市民の森(栄区)

横浜ふるさと村

都市化が進む横浜にあっても、長く農業が 営まれ、地域の文化や樹林地と一体になった 農景観が継承されてきた地域があります。こ うした地域の特性を継承し、地域を盛り立て ながら広く市民にも親しんでもらう制度として 昭和58(1983)年にふるさと村がスタートし ました。現在、青葉区の寺家(昭和62(1987) 年開村)と戸塚区の舞岡(平成9(1997)年開 村)の2か所が指定されています。

ふるさと村では案内所を中心に、樹林地で の散策やみそ造りといった体験教室や、地域 でとれる農産物や炭、地元産のハム等の加工 品を購入できる直売所があるなど、それぞれ の地域で、特徴のある豊かな資源を生かした 取組がなされています。



緑のマスタープランと七大拠点

昭和56(1981)年に策定された「緑の保 全と創造に関するマスタープラン(緑のマス タープラン)」は、市の緑の取組を総合的に 取りまとめた最初の計画です。

プランでは、都市の歪みを矯正し、魅力的 な都市像を確立するためには、緑の果たす 役割が重要であるとし、「緑の保全」「公園 の整備」「緑の創造」を中心に事業に取り組 むこととしました。

特に、大規模な緑地が残る、奈良、三保・ 新治、川井·矢指、大池·今井·名瀬、舞岡·野 庭、円海山、小柴・富岡・金沢の各地区を「緑 の七大拠点」として重点取り組み地区に位 置付けたことは、市のまちづくりに大きな影 響を与えました。



七大拠点「川井・矢指地区」の森(旭区)

舞岡公園

平成4(1992)年に開園した、横浜の伝統 的な谷戸(丘陵地にできた浅い谷地形)の 景観が残る公園です。

当初は谷戸を埋めてテニスコート等の運 動施設を設けた公園として計画されました。 しかし、舞岡の水と緑に関心を持つ市民団 体の活動などもあり、周辺の農地や山林と 一体化した特性を生かし「少し前の時代の 横浜の失われた郷土文化を残す」という形 での見直しが行われました。

雑木林や谷戸に水田が広がる光景は、ま さに横浜の郊外の原風景と言えるもので、 市民団体とのパートナーシップで維持管理 を行うなど、公園としてふるさとの景観を守 る新しい手法を示したといえます。



舞岡公園(戸塚区)

17 公園とみどり 横浜の150年 The 150 years History of YOKOHAMA Greenery and Parks